

1st IAGTO Japan Golf Tourism Convention in Mie Prefecture (JGTC2018 )  
IAGTO第一回日本ゴルフツーリズムコンベンション(三重県開催)



**JGTC**

Mie Prefecture  
1-3 October 2018

**サプライヤー出展申込書**

申込日 年 月 日

当社は、IAGTO第一回日本ゴルフツーリズムコンベンション(三重県開催) (以下、「JGTC2018」という。)に出展を申込いたします。また、本申込書裏面に記載された出展規約を遵守することに同意します。

■ 出展者名 会社名と異なる出展者名 (EX:サービス名等) を使用する場合は、下段に正式社名をご記入ください。

|       |    |
|-------|----|
| 出展者名称 |    |
| 英文表記  |    |
| フリガナ  |    |
| 会社名   | 社印 |

■ 申込者 下記は東京事務局からの連絡先、請求書の送付先となります。広告会社経由の申込の場合は、本用紙右下に広告会社名等必要事項をご記入ください。請求書は広告会社へ送付となります。

|      |        |
|------|--------|
| 部署   | 役職     |
| 氏名   | E-mail |
| TEL  | FAX    |
| 住所 〒 |        |

■ 申込内容  にマークしてください。

- 出展基本料 (JGTC2018登録料) ￥76,000.  
 出展者登録追加 ￥45,000. × 名分

※上記の出展基本料及び出展者登録追加のお申込みは、別紙「JGTC2018 registration Form」にもご記入頂き、ご提出ください。ご請求額には消費税は含みません。

**申込書送信先FAX番号 : 03-6268-9694**

事務局はこの出展申込書を受け付け次第、請求書を発行いたします。

<お問合せ先:東京事務局>

JGTC2018地元運営委員会公認パートナー企業  
ジェイメッセージ株式会社  
〒102-0085 東京都千代田区六番町3-4  
TEL : 03-6272-6899 FAX:03-6268-9694  
E-mail : info@jmessage.jp

# 出 展 規 約

■ IAGTO第一回日本ゴルフツーリズムコンベンション(三重県開催) 地元運営委員会(以下、LMCという。)の立場  
主催者である IAGTO(国際ゴルフツアーオペレーター協会)は、本コンベンションの運営にあたり、運営上の権限を  
LMCに委ねるものとし、出展に関する本規約もLMCが定めるものとしします。

## ■ 契約の履行

本コンベンションにおいて出展する企業・団体(以下、出展社という)は、以下に記載する各規定及びLMCから提示される「出展マニュアルに記載する各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があるとLMCが判断した場合、LMCは出展申込の拒否、出展契約の解約、展示物の撤去によって生じた関係者の損害について、LMCは一切補償しないと、LMCに損害があった場合には出展社にその全額を補償していただきます。

## ■ 出展資格

出展社は、LMCが定める本コンベンションの趣旨に沿うサービス等を提供する企業・団体その他の事業体に限定され、LMCは、サービス等が本コンベンションの趣旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

## ■ 出展者名称

出展申込書に記入された出展者名称は、本コンベンションの告知広告、公式ガイドブック、公式ウェブサイト等に掲載しますので、必ずご記入ください。

## ■ 出展料金の定義

出展料金とは、申込書で出展社が選択した申込内容の料金となります。

## ■ 出展テーブルの決定

LMCは、出展社の意向を尊重するよう努めますが、必ずしも出展社の意向を反映させることが出来ないことを了承していただきます。

## ■ 出展契約の成立

出展社が出展申込書を提出し、LMCがそれを受理した日をもって、出展契約の成立とします。

## ■ 出展料金の支払い

出展社は、請求書に記載された期限までに、請求された料金の全額を、LMCが指定し、請求書に記載された銀行口座へ振り込むものとします。原則前納制となります。広告会社を通じてのお申込みの場合は、事務局は広告会社に請求しますので、出展社は広告会社の支払い基準に従ってください。支払期日までに料金のお振込みが確認できない場合は、出展契約は解約となります。その際、LMCに損害の発生する場合は、出展社はその全損害を賠償するものとします。

## ■ 出展契約の解約

出展社が出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず書面にてお申し出ください。その際、出展社には下記の解約手数料をお支払いいただきます。

- ① 出展契約成立の日から2018年3月31日までは、出展料金の50%
- ② 2018年4月1日以降は、出展料金の100%

## ■ コンベンションの中止

主催者あるいはLMCの都合により、本コンベンションが中止になった場合は、LMCは出展社に対し、申込内容によってLMCが相当と認める額を出展社に払い戻します。主催者あるいはLMCの都合以外の理由によって、中止になった場合は、主催者あるいはLMCは一切の責任を負いません。

## ■ 損害賠償責任

主催者及びLMCは理由の如何を問わず、出展社及びその関係者が、会場を使用して出展することを通じて被った人身及び財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。

## ■ 搬入・搬出・撤去、展示規定

出展社は、LMCが提供する「出展マニュアル」に規定された期間内に装飾、展示品の搬入を行い、本コンベンション開催に間に合わせるものとします。併せて、搬出・撤去も規定された期間内に行うものとします。また、出展社は、装飾方法、展示方法に関してもLMCが提供する「出展マニュアル」に従わなければなりません。

## ■ 写真・ビデオ撮影

本コンベンションにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は、LMCが有します。

## ■ 個人情報の取り扱い

出展社は、本コンベンションを通じて取得した個人情報は、出展社が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展社が全責任を負うと共に、自ら責任を持って解決するものとします。